

長 第 3 6 号  
令和3年1月15日

介護員養成研修指定事業者様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて

日ごろから本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、これまで福井県介護職員初任者研修事業および生活援助従事者研修事業指定要領（以下「要領」という。）別表1「研修科目と研修時間数」に定める「実習」については、「模擬演習」による代替を可能としていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、これに加え、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 要領第7条第2項に定める「講義」は、Webによる代替を可能とする。
- 2 要領別紙7「通信の取扱い」および要領別表6「通信学習の場合の通信時間数」に定める「通信時間数」について、各科目のうち「講義」部分については上限時間を設けないものとする。